

出生届

令和 年 月 日 届出

在ドバイ日本国大使総領事殿

受理令和 年 月 日 第 号

送付令和 年 月 日 第 号

書類調査戸籍記載記載調査調査票附票住民票通知

公館印

(1) 生ま

(2) れ

(3) た

(4) 子

(5) 生

(6) ま

(7) れ

(8) た

(9) 子

の父と母

その他

届出人

(よみかた)

子の氏名

氏名

父の氏名

母の氏名

本籍及び国籍

同居を始めたとき

子が生まれたときのおもな仕事

父の職業

出生時刻は、令和 年 月 日、午前・午後 時 分 である。

住所

本籍

署名

事件簿番号

父母との続き柄

出生地

出生時刻

出生場所

世帯主の氏名

父の続き柄

母の続き柄

筆頭者の氏名

父の国籍

母の国籍

結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください

1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

6. 仕事をしている者のいない世帯

(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)

父の職業

母の職業

日本国籍を留保する

署名

印

アラブ首長国連邦には、住所表示は無い。

出生時刻は、令和 年 月 日、午前・午後 時 分 である。

住所

本籍

署名

事件簿番号

公館印

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず父か母（又は子の法定代理人）が届出人となってその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。
なお、病院名を書く必要はありません。
- 日本人父または母について本籍と筆頭者（戸籍の一番最初に書いてある人）の氏名を書いてください。
父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
- 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 届書は2通(新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは3通) 出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は22才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがありますので、注意してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

出生証明書について

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する**出生登録証明書**を添えて出してください。
ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書

子の氏名

男女の別

1男 2女

生まれたとき

令和 年 月 日

午前 時 分

午後

出生したところ及びその種別

出生したところ

番地 番 号

出生したところの種別1～3

施設の名称

体重及び身長

体重 グラム

身長 センチメートル

単胎・多胎の別

1単胎 2多胎（ 子中第 子）

母の氏名

妊娠週数

満 週 日

この母の出産した子の数

出生子（この出生子及び出生後死亡した子を含む死産児（妊娠満22週以後）

人 胎

1 医師

2 助産師

3 その他

令和 年 月 日

(住所)

番地 番 号

(氏名)

印

出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書（11）欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書（14）欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。